

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	(略)	—	—	—
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	(略)	—	—
		イ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7欄で接続するものうちI Po E方式で接続する場合	(7)～(7) (略)	(略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)～(3) (略)	(略)	—	—	—	
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	(略)	—	—	
		イ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7欄で接続するものうちI Po E方式で接続する場合	(7)～(7) (略)	(略)	—
		(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	623,958円	I Po E接続を利用している協定事業者に適用します。

附 則 (令和4年9月26日東設相制第22-00029号)
この改正規定は、令和5年1月24日から実施します。